

特定生産緑地（川越市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を、
同条第4項の規定に基づき次のように公示する。

	位置	生産緑地地区 番号	特定生産緑地 面積	指定期限日	図面 番号
1	川越市新宿町1丁目地内	本庁第2号	約 0.33 ha	令和16年12月27日	1
2	川越市大字今福地内	福原第23号	約 0.86 ha	令和16年12月27日	2
3	川越市豊田町3丁目地内	大東第34号	約 0.16 ha	令和16年12月27日	3
4	川越市南大塚6丁目地内	大東第62号	約 1.10 ha	令和16年12月27日	4
5	川越市寿町1丁目地内	大東第66号	約 0.22 ha	令和16年12月27日	5
計			約 2.67 ha		

「区域は指定図表示のとおり」